# 【表紙】

【提出日】 平成29年6月29日

【会社名】 株式会社テクノ菱和

【英訳名】 TECHNO RYOWA LTD.

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門二丁目12番8号

【電話番号】 03-5978-2541

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 飯 田 亮 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南大塚二丁目26番20号

【電話番号】 03-5978-2541

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 飯 田 亮 輔

【縦覧に供する場所】 株式会社テクノ菱和 北関東支店

(埼玉県さいたま市大宮区宮町三丁目9番7号)

株式会社テクノ菱和 千葉支店

(千葉県千葉市中央区今井一丁目17番8号)

株式会社テクノ菱和 横浜支店

(神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地)

株式会社テクノ菱和 名古屋支店

(愛知県名古屋市熱田区一番二丁目1番43号)

株式会社テクノ菱和 大阪支店

(大阪府大阪市北区天満二丁目7番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1【提出理由】

当社は、平成29年6月28日開催の第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引 法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を 提出するものであります。

### 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成29年6月28日

#### (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき11円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

- ① 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成27年法律第73号)により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、第2条(目的)の一部を変更するものであります。
- ② 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社 から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に伴う、監査等 委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の 削除等の変更を行うものであります。
- ③ 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を変更案第31条第1項のとおり新設するものであります。また、会社法の改正に伴い、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことから、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条を変更案第31条第2項のとおり変更するものであります。
- ④ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、黒田英彦、飯田亮輔、知見扶公、鈴木孝、根岸孝雄及び楠本馨を選任するものであります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、雑賀純二、小栗章雄及び本間正広を選任するものであります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、三森仁を選任するものであります。

### 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額15百万円以内)とするものであります。

### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とするものであります。

#### 第8号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役11名に対し、取締役賞与総額60,000千円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案	181, 266	2, 848	0	(注) 1	可決	96. 60
第2号議案	183, 564	550	0	(注) 2	可決	97. 83
第3号議案						
黒田英彦	180, 815	2, 952	0		可決	96. 36
飯田亮輔	181, 202	2, 565	0		可決	96. 57
知見扶公	181, 200	2, 567	0	(注) 3	可決	96. 57
鈴 木 孝	181, 203	2, 564	0		可決	96. 57
根岸孝雄	181, 203	2, 564	0		可決	96. 57
楠 本 馨	180, 996	2, 771	0		可決	96. 46
第4号議案						
雑賀純二	183, 526	570	0	(注) 3	可決	97. 81
小 栗 章 雄	177, 303	6, 793	0		可決	94. 49
本間正広	175, 094	9, 002	0		可決	93. 31
第5号議案				(注) 3		
三森 仁	183, 412	701	0	(任) 3	可決	97. 74
第6号議案	183, 097	976	39	(注) 1	可決	97. 58
第7号議案	183, 213	862	39	(注) 1	可決	97. 64
第8号議案	183, 143	970	0	(注) 1	可決	97. 60

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び乗権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。